

■議案 2 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会専門部会設置要綱の改正について

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会 専門部会設置要綱	北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会 専門部会設置要綱
制定 令和元年8月29日	制定 令和元年8月29日 <u>改正 令和3年 月 日</u>
第1条 (略)	第1条 (略)
(組織)	(組織)
第2条 部会の種類及び所掌事務は、次に掲げるとおりとする。	第2条 部会の種類及び所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
(1) 街並み・交通アクセス部会 新駅周辺の街並みに関する事項及び新駅からの2次交通の確保等に関する事項	(1) 街並み・交通アクセス部会 新駅周辺の街並みに関する事項及び新駅からの2次交通の確保等に関する事項
(2) 観光・産業振興部会 新幹線開業に伴う観光客の誘致促進及び機運醸成等に関する事項	(2) 観光・産業振興部会 新幹線開業に伴う観光客の誘致促進及び機運醸成等に関する事項
	<u>(3) 駅舎デザイン検討部会 新駅のデザインに関する事項</u>
2 各部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。	2 各部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。
(1) 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会委員所属団体の推薦者	(1) 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会委員所属団体の推薦者
(2) その他会長が必要と認める者	(2) その他会長が必要と認める者
第3条～第7条 (略)	第3条～第7条 (略)
附 則 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。	附 則 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年 月 日から施行する。</u>

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会専門部会設置要綱

制定 令和元年8月29日

改正 令和3年 月 日

(設置)

第1条 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会設置要綱第6条の規定に基づき、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の協議事項について、具体的かつ専門的に調査及び検討を行うことを目的として専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会の種類及び所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 街並み・交通アクセス部会 新駅周辺の街並みに関する事項及び新駅からの2次交通の確保等に関する事項
- (2) 観光・産業振興部会 新幹線開業に伴う観光客の誘致促進及び機運醸成等に関する事項
- (3) 駅舎デザイン検討部会 新駅のデザインに関する事項

2 各部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。

- (1) 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会委員所属団体の推薦者
- (2) その他会長が必要と認める者

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を各1名置き、それぞれ部会委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表して会務を総理し、部会の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室及び小樽商工会議所内に置く。

(解散)

第6条 専門部会は、第1条に規定する目的を達成したときに解散する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。